

（新規の許可又は起業の認可）

第四十二条 農林水産大臣は、許可（第三十九条第一項及び第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- 2 前項の申請すべき期間は、三月を下ることができない。ただし、農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。
- 3 農林水産大臣は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。
- 4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者（次項において「申請者」という。）に対しては、農林水産大臣は、第四十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第一項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

（都道府県知事による漁業の許可）

第五十七条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の農林水産省令は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、農林水産大臣が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。
- 3 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項の規則は、都道府県知事が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。
- 5 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
- 7 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令で定める漁業について、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、次に掲げる事項を定めることができる。
 - 一 当該漁業について都道府県知事が許可をすることができる船舶等の数
 - 二 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶等の数
 - 三 その他農林水産省令で定める事項
- 8 農林水産大臣は、前項の事項を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 9 都道府県知事は、第七項の規定により定められた事項に違反して第一項の許可をしてはならない。

(知事許可漁業の許可への準用)

第五十八条 第三十七条から第四十条まで、第四十一条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第四十二条（第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四十六条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条並びに第五十六条の規定は、前条第一項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十七条中「同項」とあるのは「第五十七条第一項」と、第三十八条中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「建造」とあるのは「建造又は製造」と、第四十一条第一項第五号中「船舶」とあるのは「船舶等」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十二条第一項中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項本文中「三月を下ることができない」とあるのは「漁業の種類ごとに規則で定める期間とする」と、同条第三項本文中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、同条第五項中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「申請者の生産性を勘案して」とあるのは「当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて」と、第四十三条中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「船舶の規模」とあるのは「船舶等の規模」と、第四十六条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十七条及び第五十一条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、第五十二条第一項中「、農林水産省令」とあるのは「、規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第二項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第五十四条第二項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第五十六条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（知事による漁業の許可）

第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次の各号に掲げる漁業（第五号、第八号、第十一号から第十三号まで及び第十六号から第十九号までに掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- 一 小型まき網漁業 海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
 - 二 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業
 - 三 ごち網漁業 海面において動力漁船を使用してごち網により行う漁業
 - 四 火光利用さば漁業 海面において総トン数五トン以上の船舶を使用して一本釣又はたもすくいによりさばをとることを目的とする漁業（火光を利用するものに限る。）
 - 五 敷網漁業 海面において総トン数五トン以上の船舶を使用して敷網により行う漁業（さんまをとることを目的とするものを除く。）
 - 六 刺し網漁業 海面において流し刺し網（いわし、ぶり、さば又はめぬけをとることを目的とするものに限る。）、まき刺し網、狩刺し網又は重ね式刺し網により行う漁業（第八号に掲げる固定式刺し網漁業を除く。）
 - 七 かじき等流し網漁業 海面（総トン数十トン以上の動力漁船を使用する場合にあっては、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄第四号に掲げる海域に限る。）において流し網によりかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業
 - 八 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業
 - 九 はえ縄漁業 海面において総トン数五トン以上の船舶を使用してはえ縄により行う漁業
 - 十 いるか突棒漁業 海面においているか突棒により行う漁業
 - 十一 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業
 - 十二 たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業
 - 十三 かご漁業 海面においてかごにより行う漁業
 - 十四 いか釣り漁業 海面において総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船を使用して釣りによりいかをとることを目的とする漁業
 - 十五 葛縄敷網漁業 海面において動力漁船を使用して葛縄敷網により行う漁業
 - 十六 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
 - 十七 すだて漁業 海面においてすだてにより行う漁業
 - 十八 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業
 - 十九 なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び第十一号に掲げる潜水器漁業を除く。）
 - 二十 うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業
- 2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第一号から第十四号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

（新規の許可又は起業の認可）

第十一条 知事は、許可（第七条第一項及び第十四条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第十四条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次の各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- 一 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分した

ものをいう。以下同じ。)

二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

三 推進機関の馬力数

四 操業区域

五 漁業時期

六 漁業を営む者の資格

- 2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。
- 3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。